

第2回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年2月5日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和3年2月5日（金） 午後2時00分
吾妻町ふるさと会館2階研修室1
- 3 閉会日時 令和3年2月5日（金） 午後4時15分
- 4 委員氏名

(1)出席者（10名）

1 番 草野 英治 4 番 東 康敬 6 番 森崎 茂徳 9 番 馬場 保
11番 三浦 憲二 13番 池田 兼三 14番 松尾 茂敏 15番 川内 幸徳
17番 鶴崎 進 18番 大久保信一

(2)欠席者（9名）

2 番 大島 忠保 3 番 松永 一 5 番 林田 剛 7 番 渡部 篤
8 番 平野 利光 10番 徳永 玉義 12番 内田 弘幸 16番 草野有美子
19番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参 事 補	原田 誠二
参 事 補	藤吉 文女

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

7 農政推進に係る協議事項

(1) 農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について

午後2時00分開会

○事務局（原田 誠二君） 議事開始の前をお願いします。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。

また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

○事務局長（坂本 英知君） 改めまして、皆さん、お疲れさまです。コロナの拡大で半数開催となりましたけれども、大分落ち着いて、長崎県もフェーズ4からフェーズ3にランクを一つ下げて、少し安心しているところですが、小筏会長、今日、体調不良で欠席です。皆さんも今から三寒四温で寒暖の差が大きくなりますので、十分お体にご留意くださいますよう、よろしくお願いします。

法の規定により、過半を達しておりますので、議長、議事の進行をよろしくお願いします。

○議長（大久保 信一君） 改めまして、皆さん、こんにちは。ただいま局長から報告がありましたように、小筏会長が出席ができないということでございます。私、職務代理で、議事進行に当たらせていただきますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

また、コロナ感染症対策ということで、過半数出席での総会となっておりますので、その辺もよろしくお願いいたします。座って議事進行に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和3年第2回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、6番、森崎委員、9番、馬場委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第5、議案第9号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてまでの議案4件となります。

それでは、日程第2、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをご覧ください。

〔議案第6号の朗読〕

議案書は3ページ、申請番号79番から85番まで7件の申請があります。詳しくは別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（大久保 信一君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（１７番 鶴崎 進君） 議席番号１７番、東部調査会の鶴崎です。本日は、調査会長不在のため、代わって説明します。

東部調査会関係分は、申請番号７９番から８４番です。

申請番号７９番は、現在の小作人が買い受ける案件です。

申請番号８０番から８２番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

申請番号８３番は、規模拡大のため父より借り受ける案件です。

申請番号８４番は、後継者の子が父より譲り受ける案件です。

申請番号７９番から８４番について、現地調査並びに協議の結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（大久保 信一君） ありがとうございます。

申請番号７９番から８４番についてご質疑がありましたらお願いをいたします。何かありませんか。
ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） 質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長からお願いをいたします。

○委員（１番 草野 英治君） 議席番号１番、西部調査会の草野です。本日は調査会長不在のため、代わって説明いたします。

西部調査会関係分は、申請番号８５番となります。

申請番号８５番は、新規就農のため借り受ける案件です。

申請番号８５番について、現地調査並びに協議結果についても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（大久保 信一君） ありがとうございます。

申請番号８５番について、ご質疑がありましたらお伺いしたいと思います。６番、森崎委員。

○委員（６番 森崎 茂徳君） この前、西部調査会で私が尋ねとった件はどうなったかなと思いで。

○議長（大久保 信一君） 事務局。

○事務局次長（増富 浩彦君） 宮崎士明さんのほうにちょっと確認を入れたんですけど、この３筆全部貸すということで、今作ってあるところ、闇で多分貸しとらすところは、その作物を全部取ってしまった後に、ブドウの苗木を植えるということで回答はもらっている。

○委員（６番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○議長（大久保 信一君） 4 番、東委員。

○委員（4 番 東 康敬君） 4 番、東です。事務局にちょっとお尋ねです。

この、耕作面積ゼロで、新規就農で5反以上借り受ければ、もう権利としてできるわけですか。全く農業をせずに耕作機がゼロで、今のところゼロじゃなかですか。それで、5反以上、小浜は3反かな、それ、下限面積以上に借りれば、権利つちゅうのはできるわけですか。

○議長（大久保 信一君） 事務局、お願いします。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。申請するときに営農計画書も一緒につけてもらっているんですね。そこで、一応見て、判断して、その計画で一応受け付けてるので、申請は一応受理ということにはなります。

以上です。

○議長（大久保 信一君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） ほかに質疑がないようですので、議案第6号、申請番号79番から85番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） 異議がないようですので、申請どおり許可することに決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書6ページをご覧ください。

〔議案第7号の朗読〕

議案書は7ページ、受付番号17番から19番まで、3件の申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（大久保 信一君） それでは、中部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。松尾委員。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 議席番号14番、中部調査会の松尾です。本日は、調査会長不在のため、代わって説明します。

中部調査会関係分は、申請番号17番から19番です。

申請番号17番、18番は、進入路用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号19番は、耕作用通路及び水路用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号１７番から１９番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（大久保 信一君） ありがとうございます。

申請番号１７番、１８番については、農地法第５条第１項の規定による許可申請の申請番号５７番、５８番と同一事業による転用であるため、一括して審議したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） ありがとうございます。ご異議がないようですので、次の農地法第５条において一括して審議をいたします。

それでは、申請番号１９番について質疑がありましたら、お願いをいたします。１９番について何かないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） ご質疑がないようですので、議案第７号、申請番号１９番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） ありがとうございます。ご異議がないようですので、申請どおり許可することと決定をいたしました。

次に、議案第８号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書９ページをご覧ください。

〔議案第８号の朗読〕

議案書は１０ページ、受付番号５７番から６７番まで１１件の申請がっております。詳しくは別添２をご覧ください。

以上です。

○議長（大久保 信一君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、中部調査会、お願いいたします。松尾委員。

○委員（１４番 松尾 茂敏君） 議席番号１４番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号５７番から６６番です。

申請番号５７番、５８番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第２種農地と判断しました。

申請番号６０番は建売住宅用地、６１番は倉庫用地、６２番、６３番は一般個人住宅用地、５９番

はそれに伴う進入路として転用を計画されております。申請地は農振白地、愛野駅の周囲300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号64番は、特定建築条件付売買予定地として宅地造成7区画及び進入路用地への転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号65番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号66番は、特定建築条件付売買予定地として宅地造成20区画及び進入路用地への転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件であると思われます。

申請番号57番から66番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（大久保 信一君） ありがとうございます。

まずは、議案第7号、申請番号17番、18番及び議案第8号、申請番号57番、58番についてご質疑がありましたらお願いをいたします。何かありませんか。何かないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） 質疑がないようですので、次に、申請番号59番から66番について質疑がありましたらお願いをいたします。

○事務局（原田 誠二君） すみません、事務局から補足をよろしいでしょうか。

○議長（大久保 信一君） はい、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。まず、中部調査会において審議をされた中で、いろいろご質問等ありまして、それについて、ここでちょっと報告をさせていただきたいと思います。

まず、64番、特定条件付のやつで7区画のほうです。ここが、隣接する農地の所有者から地元農業委員のほうに相談があって、ヘリ防除とか、その他農業活動、営農活動で苦情等が出ないようにとか、あとヘリ防除に伴っての対策を、そこの宅地造成として買われる方に、その方にちょっと話してほしいということと言われましたので、転用者のほうに連絡をしました。そしたら、立会いを何回かこの前の地権者とはされてます。一応、ヘリ防除についても、その辺をもう一回、立会いをしながら、ちゃんとお話し合いをするので、そこは、ちゃんと今から現地でお話をするという回答でございました。

それと次、65番は、合併浄化槽と雨水、それを既存の小さい水路、用水路みたいなものがあるんですけど、そこに流すということなんですけれども、ただ、そこが、水路がちょっともう壊れかけたり、

狭小であるので、ちょっと市のほうで拡大等、その辺ないかということで、市の担当局、管理課のほうへ一応お伝えしました。ただ、今の状態じゃ、ちょっと、すぐすぐは対応はできないというご回答でした。

それと、66番、20区画のところなんですけど、ここもまず雨水の放流先が一応道路側溝になっているんですけれども、20区画の雨水が側溝の、道路側溝の300、小さいのではないかとということで、例えば、その先に道路側溝600というのがあるので、そこに横断とかで接続できないか、また、そのときに転用者に一部費用とか求めていいんじゃないかならうかということで、担当部局に一応お伝えしました。そしたら、一応、担当部局、管理課のほうなんですけども、まず、今から本格的な協議というのが、一旦は相談を受けて、まあ、いいよってということではなってるみたいなんですけど、今から、再度、道路のほうの本申請をされたときに、流量計算とかを踏まえて300のほうにつながるのか、それとも奥のほう、600のほうですね、につながせるのかは、そこで判断をするということです。一応、そのときの費用については、もし、その600のほうにつなが場合は、もう全額業者持ちだそうです。

それと、ここが農家さんの家のすぐ隣なんです。で、現地確認をしたとき、この農家さんは育苗ハウスば建てとらすとですけど、家の建ったら、ちょうど朝日が当たらんということで、一旦、この農家さんも業者が説明に来たときは承諾をしたんだけど、もう一回ちょっと、その辺の話をしてみたいということで、業者のほうに一応、中部調査会の意見としてお伝えしました。そしたら、最終的には、昨日、農家さんのところに業者が行って、現地でお話をして、農家さんも一応同意はすると、ただし、その育苗ハウスを移転しなければならないので、現在のところから少し動かすぐらいですけど、その費用を出すというふうに向こうが言ったんだけど、金額は今から協議しますという報告だけ受けております。

あと、ここに関して、特に愛野町なんですけど、全体的に転用で住宅が増えてくると、そうなったときに、いろんな道路側溝、そこが流れ込む、用水路、川とかですね、そういうのが、やっぱり、今から先はちゃんとした整備が必要じゃないかということで、担当の管理課には一応お話はしてます。ただし、先ほども言ったように、すぐすぐはちょっとできないと、一応課内でも今からそういうのでお話し合いをするということで、回答をいただきました。

以上です。

○議長（大久保 信一君） 今、説明がありましたけども、皆さんから何かご意見ありませんか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） 質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いをいたします。はい、どうぞ。

○委員（１番 草野 英治君） 議席番号１番、西部調査会の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号６７番です。

申請番号６７番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、市役所千々石支所の周囲５００メートル以内の地域にあるため、第２種農地と判断しました。

申請番号６７番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（大久保 信一君） ありがとうございます。

それでは、申請番号６７番について、何か質疑はございませんか。今の６７番について、何か質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第７号、申請番号１７番、１８番及び議案第８号、申請番号５７番から６５番、６７番は申請どおり許可、申請番号６６番は転用面積が３０アールを超えておりますので、県農業会議へ諮問の上、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） ご異議がないようですので、申請どおり許可することに決定をいたしました。

次に、日程第５、議案第９号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書１５ページをご覧ください。

〔議案第９号の朗読〕

議案書は１６ページ、整理番号１番から議案書５２ページ、整理番号７６番までです。

整理番号１番から１７番については貸借に係る案件、整理番号１８番から２０番については所有権移転に係る案件、整理番号２１番から７６番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。

詳しくは、別添３をご覧ください。

以上です。

○議長（大久保 信一君） 議案第９号に対する質疑を行います。

まず、賃借権設定に係る整理番号１番から１７番について、何かご質疑ありませんか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） それでは次に、所有権移転に係る整理番号１８番から２０番について、何

かご質疑ありませんか。ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） 意見がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号２１番から７６番について、何かご質疑ありませんか。

森崎委員、どうぞ。

○委員（６番 森崎 茂徳君） 整理番号４２番は、貸付人が子、借受人が親になつとるけど逆じゃなかとね。間違つとらんかいね。調査会で聞くとば忘れとった。

○委員（１５番 川内 幸徳君） 整理番号５６番も同じばい。

○議長（大久保 信一君） 事務局、どうですか。

○事務局次長（増富 浩彦君） 中間管理機構へ確認してきますので、しばらくお待ちください。

○議長（大久保 信一君） 採決せんばけん、確認が取れるまで、一旦休憩とします。

午後３時１０分休憩

.....

午後３時２５分再開

○議長（大久保 信一君） それでは、再開します。

先ほどの整理番号４２番、５６番の案件について、事務局、説明を求めます。

○事務局次長（増富 浩彦君） 中間管理機構へ確認したところ、申請のとおりで間違いはないとのことです。子から親へ貸し付けている理由は、この親たちは改良区の担い手になっているため、機構の担い手集積金の対象にするため、子からの貸借としているとのこと。子はここでいう担い手にはなっていないとのことです。以上です。

○議長（大久保 信一君） 森崎委員、川内委員、今の事務局説明で納得されましたか。

○委員（６番 森崎 茂徳君） はい、分かりました。

○委員（１５番 川内 幸徳君） はい、分かりました。

○議長（大久保 信一君） ほかにご質疑ございませんか。

ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第９号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、３時４５分から農政推進に係る協議を行います。

午後３時30分休憩

.....

午後３時45分再開

○議長（大久保 信一君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、本日の協議に入ります。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 配付資料をご覧ください。

雲仙市長より農振除外に対する農業委員会の意見聴取ということで依頼があつとります。案件は６件で、事務局の回答案を説明します。

整理番号２―６は、新中古車展示場用地として計画されております。農業委員会の意見としては、第１種農地と判断されるが、既存集落に接続していることから例外として許可見込みと判断される。

整理番号２―７は、幼稚園の駐車場用地として計画されております。農業委員会の意見としては、第１種農地と判断されるが、転用面積が既存施設面積の２分の１を超えないものに限り、例外的に許可見込みと判断される。

整理番号２―８は、事務所及び駐車場用地として計画されております。農業委員会の意見としては、第２種農地と判断されるため農地転用の立地基準は満たしている。

整理番号２―９は、自家用車両駐車場用地として計画されております。農業委員会の意見としては、第２種農地と判断されるため農地転用の立地基準は満たしている。

整理番号２―１０は、建築資材置場作業小屋及び駐車場用地として計画されております。農業委員会の意見としては、第１種農地と判断されるが、既存集落に接続していることから例外として許可見込みと判断される。

整理番号１―１１は、漁具置場用地として計画されております。農業委員会の意見としては、第３種農地と判断されるため農地転用の立地基準は満たしている。

事務局の回答案の説明は以上です。

○議長（大久保 信一君） ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。鶴崎委員、どうぞ。

○委員（１７番 鶴崎 進君） 整理番号２―７は、２年、３年前にも駐車場の転用があつたと思うが、

そんなに必要なのかね。

○事務局長（坂本 英知君） 前は、社会福祉法人の保育園駐車場で、今回は、学校法人の幼稚園の駐車場なので、別法人で使用目的も違うとです。場所は近いですがね。ただ、経営者は同一人と思われませんが、別法人となります。

以上です。

○委員（17番 鶴崎 進君） 分かりました。

○議長（大久保 信一君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） 意見もないようなので、お諮りします。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取については、事務局（案）のとおり回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） それでは、原案のとおり回答することに決定しました。

その他に移ります。事務局または皆さんから何かありますか。

○事務局次長（増富 浩彦君） 事務局からです。前回からも説明しておりました、最適化交付金の配分（案）については、本来、1月開催予定だった最適化推進会議で承認を得たかったのですが、コロナ関係で延期しました。しかし、現在の状況では開催は厳しいので、会長と相談の結果、延期ではなく中止となりました。その関係で、書面決議を行うことになったので、後日各委員・推進委員へ書面を送りますので、よろしくお願いします。

次に、農林課からのお知らせがありますので、配付資料をご覧ください。

光り輝く雲仙力アップ事業補助金交付要綱の一部改正についてです。

その中の耕作放棄地再生事業の改正です。4項目について改正となっておりますが、関係するところだけ簡単に説明します。

今までは、年度内に面工事及び作付までが完了しないと駄目でしたが、改正後は年度内3月に面工事が終わり、作付が新制度4月の場合は、面工事費用のみは対象となるようです。

以上です。

○議長（大久保 信一君） ただいまの説明に対して、質問などありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大久保 信一君） ないようですので、これもちまして農政推進に係る協議を終了します。委員の皆様お疲れさまでした。

午後4時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 2月 5日

議 長

署名委員

署名委員